

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 不適正な取引行為（第 2 条—第 8 条）

第 3 章 消費者の自主的活動（第 9 条）

第 4 章 消費者訴訟の援助等（第 10 条—第 23 条）

第 5 章 調査、勧告、公表等（第 24 条—第 33 条）

第 6 章 さいたま市消費生活審議会（第 34 条—第 42 条）

第 7 章 補則（第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、さいたま市消費生活条例（平成 18 年さいたま市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 不適正な取引行為

（条例第 14 条第 1 号の不適正な取引行為）

第 2 条 条例第 14 条第 1 号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品若しくはサービスの取引の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品又はサービスに関し、その内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が契約締結の意志を決定する上で重要な事項について、事実と異なること若しくは誤信させるような事実を告げ、若しくは表示して、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、

契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (4) 契約の締結の意思のない消費者に対して、電子画面上に契約に関する主要な事実を故意に表示せず、又は不実の表示をすることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 商品又はサービスの内容又は取引条件等が実際のもの又は他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用い、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 商品又はサービスの取引に際し、事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報を明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(条例第14条第2号の不適正な取引行為)

第3条 条例第14条第2号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 威圧的な言動等を用いて、又は長時間にわたり、反復して、若しくは契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品又はサービスの取引に関し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について、事実を偽るようにそそのかし、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結さ

せること。

- (4) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、又は消費者を電話等により呼び出し、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、若しくは営業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 商品又はサービスを取引する目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若しくは著しい廉価のサービス若しくは商品の供給を行い、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品又はサービスの購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 消費者又はその親族等の不幸を予言し、これらの者の健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 商品又はサービスの取引に関し、当該消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、当該取引を継続する義務があるかのように告げ、若しくは表示し、過去の不利益が回復できるかのように告げ、若しくは表示し、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げ、若しくは表示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (10) 主たる販売目的以外の商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせ、商品又はサービスの購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 消費者の意に反して、早朝、深夜若しくは勤務中等に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧

誘し、又は契約を締結させること。

(条例第14条第3号の不適正な取引行為)

第4条 条例第14条第3号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法律の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させること。
- (2) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う精算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。
- (3) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (4) 消費者が取引の意思表示をした主たる商品又はサービスと異なるもの又は消費者が提供した年齢、収入、職業等とは異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (5) 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって供給される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること。
- (6) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。
- (7) 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った内容の契約を締結させること。
- (8) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。
- (9) 第三者によって、クレジットカード、会員証、パスワード等、商品の購入又はサービスの提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること。

- (10) 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。
- (11) 消費者の事情の変更が容易に予想されるにもかかわらず、当該契約の履行期間又は当該契約の締結から当該契約の履行に着手するまでの期間が長期にわたる内容の契約を締結させること。

(条例第14条第4号の不適正な取引行為)

第5条 条例第14条第4号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝、深夜若しくは勤務中等に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。
- (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて情報を流布する旨の言動等を用い、又はこれらの行為を実行することにより、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (4) 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (5) 消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせること。
- (6) 事業者の氏名、名称、住所等の自らを特定する情報又は請求の根拠について明らかにせず、又は偽ったまま、消費者等に対して、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(条例第14条第5号の不適正な取引行為)

第6条 条例第14条第5号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの履行の督促に対して適切な対応をすることなく、債務の履行を拒否し、又は引き延ばし、商品又はサービスを契約の趣旨に従って供給しないこと。
- (2) 法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むこと。
- (3) 継続的に商品又はサービスを供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

(条例第14条第6号の不適正な取引行為)

第7条 条例第14条第6号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくはサービスの使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。
- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 形式的には独立した複数の契約であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、いずれかが履行されるだけでは当該契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合に、消費者からの正当な根拠に基づく当該契約の申込みの撤回等に際し、当該契約のいずれかのみを解除し、取り消し、又は無効とし、残りの契約の存続を強要すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要すること。
  - (6) 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。
- 2 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。
- (1) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
  - (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
  - (3) 前2号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で前2号に掲げる権利に類するもの  
(条例第14条第7号の不適正な取引行為)

第8条 条例第14条第7号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- (2) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
- (3) 販売業者等（商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が第2条から第4条までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べ

きであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

### 第3章 消費者の自主的活動

(市長への申出の手続)

第9条 条例第27条第1項の規定により市長に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

### 第4章 消費者訴訟の援助等

(あっせん又は調停の開始の通知)

第10条 さいたま市消費生活審議会（以下「審議会」という。）は、条例第29条第1項のあっせん又は調停を開始しようとするときは、当該苦情に係る事業者及び消費者にその旨を通知しなければならない。

(あっせん又は調停の終結等)

第11条 審議会は、関係当事者間にあっせんが成立し、又は調停案が受託されたときは、当該あっせん又は調停を終結する。

2 審議会は、関係当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき、又は関係当事者が訴訟を提起したときは、当該あっせん又は調停を打ち切ることができる。

3 審議会は、前2項の規定によりあっせん又は調停を終結し、又は打ち切りをしたときは、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

(貸付けの額)

第12条 条例第30条第1項に規定する訴訟資金の貸付けの額は、当該訴訟の遂行

に要する裁判手続費用（民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用をいう。）、弁護士費用（弁護士に支払う報酬等をいう。）、権利の保全に要する費用（裁判所が決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法（昭和41年法律第111号）の規定による手数料及び費用をいう。）、強制執行に要する費用（裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法の規定による手数料及び費用をいう。）その他訴訟に通常要すると認められる費用（書証作成費用、通信連絡費用等訴訟遂行上必要な費用をいう。）（以下これらを「訴訟資金」という。）の合計額の範囲内で市長が相当と認める額とする。

2 訴訟資金の貸付けの額は、訴訟1件当たり、100万円を上限とする。

3 訴訟資金の貸付金は、無利子とする。

（貸付けの申請）

第13条 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付申請書（様式第1号）に本人の住民票の写し及び訴訟等費用支払予定額調書（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第14条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る調査を行うとともに、消費者被害救済部会（以下「救済部会」という。）の意見を聴いて、訴訟資金の貸付けの可否及び範囲を決定し、その旨を訴訟資金貸付申請に関する通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（貸付金の交付）

第15条 前条の規定により訴訟資金の貸付けの決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に、さいたま市訴訟資金一括貸付契約書（様式第4号の1）又はさいたま市訴訟資金分割貸付契約書（様式第4号の2）により契約を締結し、訴訟資金の貸付金の交付を受けるものとする。

2 前項の契約には、確実な連帯保証人を立てなければならない。

3 市長は、第1項の契約を締結後、訴訟資金の貸付金を一括して又は分割して交付するものとする。ただし、訴訟資金の貸付金の一部を交付する場合は、さいたま市訴訟資金分割貸付借用契約書（様式第4号の3）により契約を締結しなければなら

ない。

(追加貸付け)

第16条 訴訟資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、上訴その他やむを得ない理由により、当該訴訟資金の貸付金に追加して訴訟資金の貸付けを受ける必要が生じたときは、訴訟資金の追加貸付けを申請することができる。この場合において、訴訟資金の追加貸付けに係る訴訟資金の貸付金の限度額は、第12条第2項に規定する額と既に貸付けを受けた訴訟資金の貸付金の額との差額とする。

2 前項の申請をしようとする者は、訴訟資金追加貸付申請書（様式第5号）に訴訟等費用支払予定額調書及び収支精算書（様式第6号）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2条の規定は、第1項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第14条中「貸付け」とあるのは「追加貸付け」と、前条第1項中「貸付け」とあるのは「追加貸付け」と、「貸付金」とあるのは「追加貸付金」と、同条第3項中「貸付金」とあるのは「追加貸付金」と読み替えるものとする。

(貸付決定の取消し等)

第17条 市長は、第14条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により訴訟資金の貸付金の貸付けの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 第15条第1項に規定する期間内に契約を締結しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けの決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、訴訟資金貸付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(貸付金の返還)

第18条 借受者は、訴訟が終了した日から起算して6月を経過する日までに、貸付けを受けた訴訟資金の貸付金の全額を一括して返還しなければならない。ただし、強制執行に係る貸付金の返還期限は、強制執行の終了の日から1月を経過する日までとする。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する返還期限を延長し、又は貸付けをした訴訟資金の貸付金を分割して返還させることができる。

3 前項の規定により訴訟資金の貸付金の返還をしようとする借受者は、訴訟資金貸付金返還期限延長・分割返還申請書（様式第8号）に返還できないことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、返還期限の延長又は分割による返還についての可否を決定し、その旨を訴訟資金貸付金返還期限延長・分割返還申請に関する通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（貸付金の即時返還）

第19条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、訴訟資金の貸付金の全部を直ちに返還させることができる。

- (1) 貸付金を目的外に使用したとき、又は正当な理由なく貸付けの目的に使用しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付金の交付を受けたとき。
- (3) 訴え又は申立てを取り下げたとき。
- (4) 確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、条例及びこの規則の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により返還させるときは、訴訟資金貸付金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

（返還債務の免除）

第20条 条例第30条第2項の規定より訴訟資金の貸付金の返還の債務の免除を受けようとする者は、訴訟資金貸付金返還債務免除申請書（様式第11号）に返還できないことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、訴訟資金の貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を訴訟資金貸付金返還債務免除申請に関する通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（延滞利息）

第21条 借受者は、正当な理由なく返還期限までに訴訟資金の貸付金を返還しなか

ったときは、当該返還期限の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、当該延滞利息の額が100円に満たないときは、この限りでない。

(届出事項)

第22条 借受者は、訴訟資金の貸付金の返還完了に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 訴えを提起し、又は民事保全の命令若しくは執行の申立て若しくは強制執行の申立てを行ったとき。
- (2) 訴えを提起されたとき。
- (3) 訴訟が終了したとき。
- (4) 強制執行が終了したとき。
- (5) 訴えについて請求の趣旨を変更したとき。
- (6) 借受者の住所又は氏名の変更があったとき。
- (7) 訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地又は代表者の変更があったとき。
- (8) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受者が死亡した場合は、当該借受者の相続人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第23条 市長は、借受者又はその弁護士に対し、訴訟資金の貸付金に係る訴訟の進捗状況、使用状況その他必要な資料の提出、報告又は説明を求めることができる。

## 第5章 調査、勧告、公表等

(立証の要求)

第24条 市長は、条例第11条第2項の規定により事業者に対し、立証を求めるときは、立証要求書(様式第13号)によるものとする。

2 市長は、事業者から市長が指定する期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

(調査等)

第25条 市長は、条例第31条第1項の規定により事業者に対し、報告又は資料の提出を求めるときは、報告等要求書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第31条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、関係者に、立入調査書(様式第15号)を提示するものとする。

3 条例第31条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第16号)とする。

(勧告)

第26条 市長は、次の各号に掲げる勧告を行うときは、当該各号に掲げる勧告書により行うものとする。

(1) 条例第12条に規定する勧告 危険な商品又はサービスの排除勧告書(様式第17号)

(2) 条例第16条に規定する勧告 不適正な取引行為の改善勧告書(様式第18号)

(3) 条例20条第1項及び同条第2項に規定する勧告 不適正な行為の是正勧告書(様式第19号)

(4) 条例23条第4項に規定する勧告 表示等の基準遵守勧告書(様式第20号)  
(意見陳述の機会の付与)

第27条 条例第32条の規定により意見を述べ、証拠を提示する方法(以下「意見陳述」という。)は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させて行うものとする。

2 意見陳述をするときは、証拠書類等を提出することができる。

3 市長は、意見書、証拠書類等の提出期限(口頭による意見陳述を行う場合は、その日時)の1週間前の日までに、当該勧告に係る事業者に対し、予定される勧告の内容等を意見陳述等通知書(様式第21号)により通知するものとする。

4 市長は、勧告に係る事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名及び予定される勧告の内容等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第28条 前条第3項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとしてみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

(意見書の提出期限の延長等)

第29条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、その理由を付して、意見書、証拠書類等の提出期限の延長又は口頭での意見陳述により意見の聴取を行う日時若しくは場所の変更を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書、証拠書類等の提出期限を延長し、又は口頭での意見陳述により意見の聴取を行う日時若しくは場所の変更をすることができる。

3 市長は、正当な理由なく、第27条第3項の提出期限若しくは前項の規定により延長した提出期限までに意見書、証拠書類等が提出されないとき又は口頭での意見陳述により意見の聴取を行う日時に当事者若しくはその代理人が出頭しないときは、改めて意見陳述を行わないものとする。

(口頭での意見陳述の録取)

第30条 口頭での意見陳述により意見の聴取を行うときは、市長が指名する職員は、当該意見を録取しなければならない。

(意見陳述調書の作成等)

第31条 前条の職員（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭での意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに記名押印しなければならない。

(1) 意見陳述の件名

(2) 意見陳述の日時及び場所

- (3) 意見録取者の職名及び氏名
  - (4) 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
  - (5) 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
  - (6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
- 2 意見陳述調書には、書面、図面、写真その他市長が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。
- 3 意見録取者は、当事者又はその代理人に対し、第1項第5号に規定する意見陳述の要旨が意見の聴取時における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。
- 4 意見録取者は、口頭での意見陳述による意見の聴取の終結後、速やかに、意見陳述調書を市長に提出しなければならない。

(意見陳述調書の閲覧)

第32条 当事者又はその代理人は、意見陳述調書の閲覧を求めることができる。

(公表)

第33条 条例第29条第3項並びに第33条第1項及び第2項に規定する公表は、市報に掲載するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

## 第6章 さいたま市消費生活審議会

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第35条 会長は、審議会の会議を召集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

5 委員は、審議会の議決により議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることはできない。

(意見の聴取等)

第36条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(守秘義務)

第37条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(消費者被害救済部会)

第38条 救済部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、消費者からの解決することが困難である苦情その他あつせん若しくは調停に付す必要があると認める苦情（以下「紛争」という。）で特別の事項に係るものあつせん又は調停を行うため必要があるときは、救済部会に臨時委員を選出し指名することができる。

3 臨時委員は、その者の指名に係る当該特別の事項に関する紛争のあつせん又は調停が終了したときは、解任されるものとする。

4 救済部会に救済部会長を置き、救済部会に属する委員の互選により選任する。

5 救済部会長は、救済部会の事務を掌理する。

6 救済部会長に事故があるとき又は欠けたときは、救済部会に属する委員のうちから救済部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、救済部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

8 前項の規定により救済部会が議決をしたときは、救済部会長は、当該議決後最初に開かれる審議会において、その旨を報告しなければならない。

(部会)

第39条 部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、部会に専門委員を選出

し指名することができる。

3 専門委員は、その者の指名に係る当該特定事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第40条 第35条及び第36条の規定は、救済部会について準用する。この場合において、第35条第1項中「会長」とあるのは「救済部会長」と読み替えるものとする。

2 第35条、第36条及び第38条第4項から第8項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第35条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第38条第4項から第6項までの規定中「救済部会」とあるのは「部会」と、「救済部会長」とあるのは「部会長」と、同条第7項中「救済部会」とあるのは「部会」と、同条第8項中「救済部会」とあるのは「部会」と、「救済部会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(あっせん又は調停及び訴訟に関する援助の手続の非公開)

第41条 あっせん又は調停及び訴訟に関する援助の手続は、公開しない。

(委任)

第42条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 補則

(その他)

第43条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第7条第2項第1号の改正は公布の日から施行する。